

当院における 身体的拘束を最小化する取り組み

当院は、患者又は他の患者等の生命または身体を保護するため、
緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない方針です。

身体的拘束を行う場合の3原則

- ①切迫性：患者様本人または他の患者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護・医療方法がないこと。
- ③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

1. 身体的拘束最小化チームを設置し、以下の活動を行います。

- 1) チーム員は医師及び看護師、薬剤師、理学療法士、検査技師など多職種で構成されています。
- 2) 身体的拘束最小化に向けたラウンドを月1回行います。
- 3) 身体的拘束最小化に向けたカンファレンスを行い、以下について検討します。
 - (1) 3原則の再確認。
 - (2) 身体的拘束を開始した場合は、3原則の当該状況、代替案について。
 - (3) 患者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束解除に向けた検討。
 - (4) 意識啓発や予防策等の必要事項の確認・見直しを行います。

2. 当院の全職員に対し、身体的拘束の最小化に関する研修を年2回以上行い、 身体的拘束の最小化の周知と組織風土の醸成に努めます。

3. 身体的拘束の実施状況について公表を以下の通りに行います。

- 1) 緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、患者の状態の記録と実施状況の把握をします。
- 2) 月1回の委員会において、事業管理者職務代理者を含む職員へ周知徹底します。
- 3) 実施状況について、当院ホームページにおいて定期的に公表します。

期間 (直近3カ月間)	入院料算定日数 (A)	身体的拘束を実施した日数 (B)	身体的拘束実施率 ($B \div A \times 100$)
2026年3～5月	10203	808	7.9